

令和2年3月23日

保護者各位

立正大学附属立正中学校・高等学校

校長 大場 一人

春季休業中の特別活動（部活動）について

拝啓

開花の便りが各地から届くこのごろとなりましたが、落ち着かない日々をお過ごしのことと存じます。一日も早い終息を願うばかりです。

さて、政府の要請により完全休校を実施しておりましたが、4月に試合・発表等がある部活動に対して3月24日(火)から始まる春季休業中の活動を下記に示す条件で特別に認めることを決定いたしました。ただし、この特別活動の参加については強制ではなく任意とし、保護者の御承諾がなければ参加できないものとしします。また、政府から発表される今後のウイルス対策の内容によっては、中止せざるを得ない状況もあり得ることとご理解いただきたく存じます。 敬具

記

- ①特別活動許可期間 3月24日(火)～4月7日(火)の土・日を除く平日のみとします。
- ②活動時間 週3日以内で10:00～15:30の90分以内の活動とします。
(連日の活動はせず最大1日おきの活動とします。そして、完全下校を16:00とし、開門時刻(10:00)前には学校内に入れません。)
- ③活動場所 学内のみの活動とします。ただし、トレーニングルームの使用は認めません。
(学校外での活動や学内であっても他校を招待しての活動は禁止とします。)
- ④ミーティングや着替えも少人数・短時間ですませるように行い、濃厚接触がないように配慮します。
- ⑤食事は絶対にさせません。ただし、「手洗い・うがい」を徹底し水分補給である「飲」は認めます。
- ⑥体調不良を訴える生徒はもちろんのこと、特に37.5℃以上の体温がある生徒の活動の参加は認めません。
- ⑦活動するにあたっては部員が完全下校するまで、顧問が責任をもって対応します。
- ⑧特別活動の中止や変更については学校ホームページやウェブでスクールプラスを利用します。